

# 特記仕様書

委託業務の名称：ふくしま道づくりプラン策定補完業務

## 第1条 業務の目的

福島県では、“ともに育む、たしかな未来への道づくり”の実現を目指し、新しい時代にふさわしい道づくりのあり方を示すため、「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」（平成25年度～令和2年度）を策定し、道路ネットワーク整備等を着実に進めてきたところである。

本業務では、引き続き新しい時代にふさわしい道路整備等を進めるため次期ふくしま道づくりプラン（計画期間令和4年度～令和12年度）（以下「次期道づくりプラン」という。）を策定しているところであるが、次期道づくりプランの基礎資料作成を目的とする。

## 第2条 仕様書

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編）」によるものとする。

## 第3条 業務の内容

### 1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

### 2 道路を取り巻く社会・経済情勢等の整理

道路を取り巻く社会・経済情勢等を示す指標（別紙1）について、最新のデータを確認し、図、表又はグラフ等で整理する。

### 3 道路における維持管理費用の算出

道路の維持管理における維持修繕費（道路統計年報）及び雪寒費（県貸与データ）について、過去5カ年の平均値を算出し図、表又はグラフ等で整理する。

### 4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する施策設定

国では災害から国民の生命・財産を守るため、所管する各種インフラ等における取組の更なる加速化・深化を図り、重点的かつ集中的に対策を実施するため令和2年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、県における中長期的な目標、現状の状況整理、5年後の達成目標を設定し、図、表又はグラフ等で整理する。また、着実な進行管理を行うための手法を整理する。

具体の施策設定にあたっての着目点は以下のとおり。

#### 1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

- ・人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
- ・交通ネットワーク・ライフラインを維持し県民の経済・生活を支える対策

#### 2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

- ・予防保全への転換による老朽化対策の加速

#### 3) 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化

- ・国土強靱化に関する施策のデジタル化
  - ・災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化
- 5 関係機関協議資料作成  
上記2～4のデータをもとに、関係機関との協議資料を作成する。
  - 6 パンフレット作成  
県民向けに、次期道づくりプランの資料を作成する。

#### 第4条 打合せ等

共通仕様書第1111条に定める打合せ等については、次のとおりとし、業務着手時及び成果物納入時には管理技術者が立会うものとする。

	主 要 な 区 切	打合せ段階
1	業務着手時	スケジュール、業務内容の確認
2	中間打合せ(第1回)	現況の状況整理完了時
3	中間打合せ(第2回)	5年後の目標設定時
4	中間打合せ(第3回)	進行管理案作成時
5	成果物納入時	成果物納入

#### 第5条 資料の貸与及び返却

共通仕様書第1113条に定める資料の貸与及び返却について、本業務に必要な図書及びその他の関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、使用保管に際しては紛失・破損等しないよう責任をもって取扱い、貸与期間中は管理保管に責任をもってあたることとし、指定期日までに返納するものとする。

#### 第6条 履行報告

共通仕様書第1134条に定める履行報告書は、毎月末に提出し、履行状況について監督員に報告すること。

#### 第7条 成果物の提出

成果物は共通仕様書（「リサイクル計画書」を含む）で定めるものとする。

#### 第8条 電子納品

- 1 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- 2 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。  
なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。
- 3 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-

R等)で1部とする他、事前協議により決定する。

なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

- 4 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック、CADソフト付属のチェック機能等により

CAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

#### 第9条 積算基地

本業務における積算基地の取り扱いは下記によるものとする。

- 1 本業務における積算基地は次の場所とする。

積算基地：入札参加可能業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等 福島市役所

- 2 契約後の積算基地の変更は行わない。

#### 第10条 その他

- ・本業務において本特記仕様書及び共通仕様書に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権については、福島県に帰属するものとする。
- ・本業務は、UDチェックリストに該当項目がないため、提出は不要とする。

■道路を取り取り巻く社会・経済情勢等を示す指標

No	指標	現行道づくりプラン 対象ページ
1	高速道路網の状況	P4
2	福島県内の道路整備状況	P5
3	供用年別橋りょう数	P6
4	道路事業(整備・管理)投資額	P10
5	福島県の面積、人口・世帯数	P14
6	県内地域別人口	P14
7	国道道現況	P15
8	国道道改良率推移	P15
9	高齢者事故推移	P15
10	東北六県の工場立地件数推移	P16
11	観光客入込客数	P16
12	主な野菜の出荷状況	P16
13	救命救急センターへ60分で到達できる範囲	P16
14	交通不能区間	P17
15	冬期交通不能区間	P17
16	事前通行規制区間	P17
17	県内高速自動車国道の整備状況	P18
18	県内地域高規格道路の整備状況	P18
19	交通事故件数の推移	P19
20	東北地方交通事故発生件数	P19
21	交通事故発生状況(全国平均と福島県の比較)	P19
22	交通事故死傷者数の内訳	P19
23	歩道等の整備状況	P19
24	過去5年間の異常気象による通行止め状況	P20
25	道路防災点検解消状況	P20
26	経過年数別橋りょう数	P21
27	建設年代別トンネル数	P21
28	シェッド、シェルターの内訳	P21
29	福島県の将来人口予測	P22
30	輸送機関分担率(旅客)	P22
31	公債発行額の推移及び残高の累計	P22
32	有効求人倍率の推移	P23
33	福島県の都市規模別の人口増加率	P23
34	全県及び過疎地域の5年間増減率の推移	P23
35	全県及び過疎地域の65歳以上の人口割合の推移	P23
36	福島県における大型店舗の立地環境	P23
37	救急医療体制	P23
38	県予算推移	P24
39	一般会計県債残高の推移	P24
40	基金の年度末残高の推移	P24
41	日本の年平均気温平年差	P25
42	日本のCO <sub>2</sub> 排出量内訳	P25
43	温室効果ガス削減の対策	P25
44	自然エネルギーを活用した道路施設の事例	P25
45	迂回路線の交通量の変化	P26
46	改築系と維持系の予算の推移(想定)	P36
47	県内における復興計画等の策定状況	P40
48	ドクターヘリ離着陸場所数(生活圏別)	P71
49	あんしん歩行エリア	P120
50	事故危険箇所	P120
51	対策実施箇所の交通事故発生状況	P123
52	試験除雪箇所の通行止め期間の比較	P136
53	やさしい道づくりアンケート結果	P160